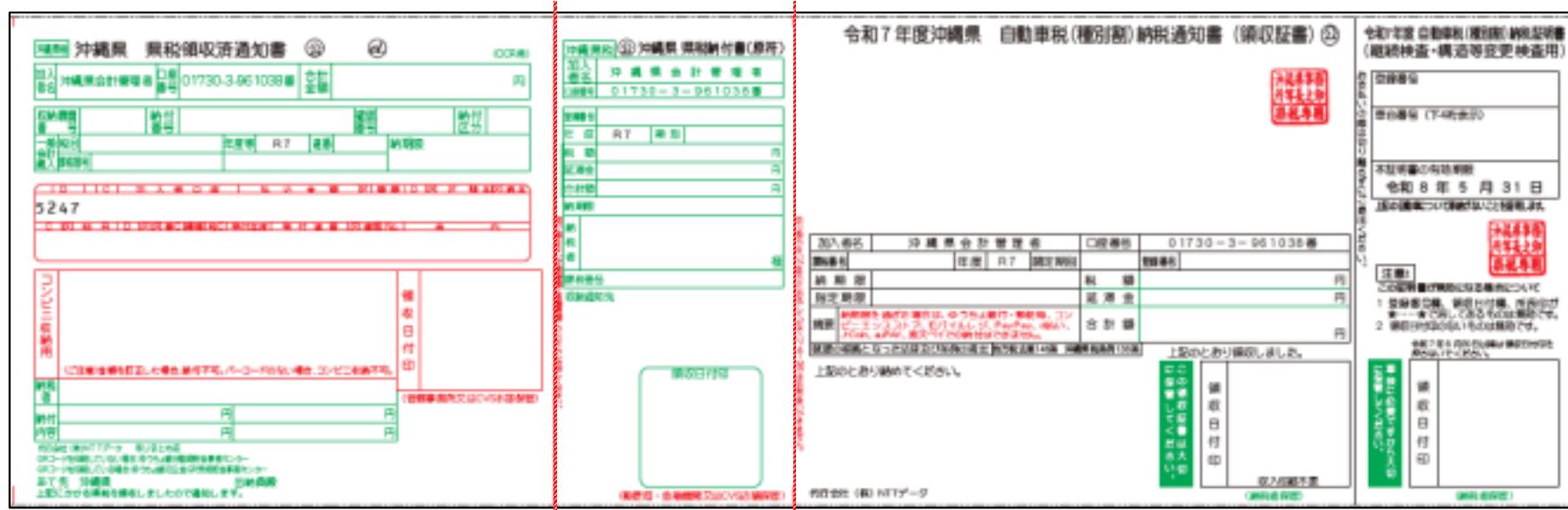


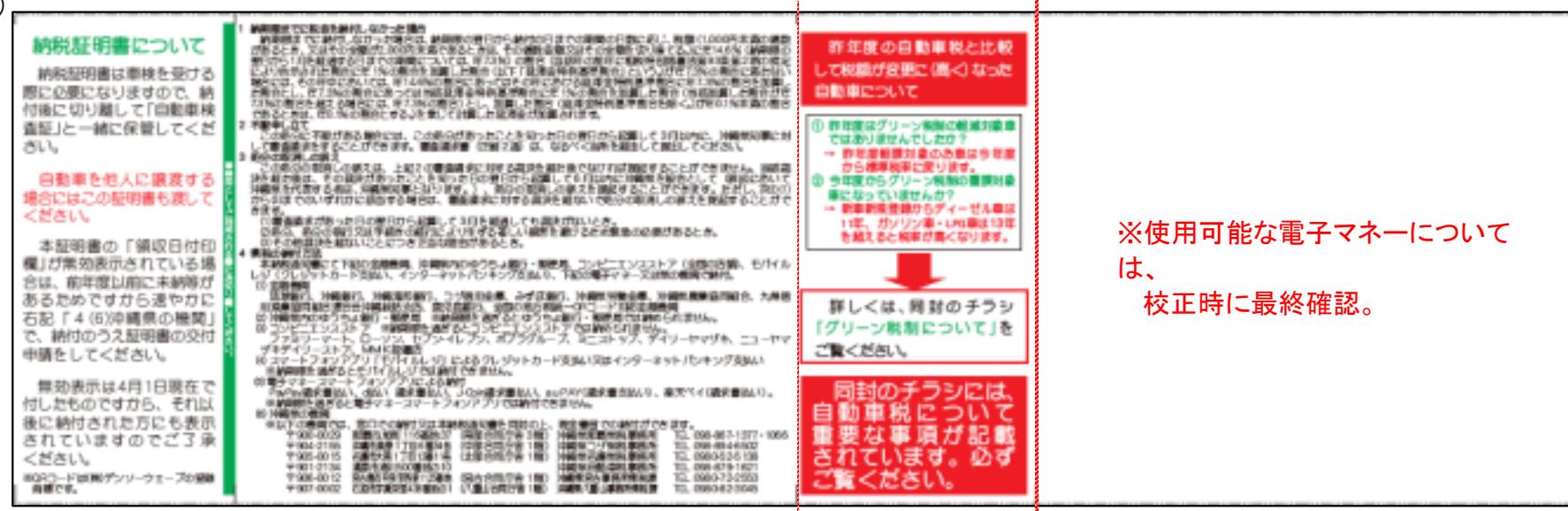
定期課税用納税通知書見本(課税復活・返戻追加用) ※全国統一QRコード対応用

資料1-1

(表)



(裏)



資料1-2

定期課税用封筒見本

(課税復活・返戻追加用は6/1を抜いた仕様)

※最終校了 4月3日(金)

(表) ※窓あき2カ所



約120mm

約195mm

2026年(R8)の納付期限は 6月1日 月曜です

(裏)

↓赤点枠をB4チラシの「7 納付方法」に転記



端末用納税通知書見本(表) ※全国統一QRコード対応用

資料1-3

端末用納税通知書見本(裏)

資料1-3

端末用封筒見本

※定期課税用封筒とイメージを合わせます
(表)



(裏)



定期課税用B4カラー一両面チラシ見本

資料1-6

(表)

自動車税(種別割)について

1 納税義務者
自動車税(種別割)は、地方税法第146条及び沖縄県税条例第138条の規定により、原則として毎年4月1日午前0時現在「登録事務所等」に登録されている自動車の所有者(所有権が譲り受けた場合はその買い主(使用者))に対して課税される税種です。

したがって、車検切れなどによって実際に直路の運行の用に供されていない自動車であっても抹消登録をしていない場合、他人に譲渡しても移転登録をしていない場合、または移転登録を4月1日以降に行なった場合も、課税されることになります。

2 自動車税(種別割)と自動車の登録について
自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の陸運事務所等の登録に基づいて課税されますので、抹消・移転(名義変更)・住所変更等の登録手続きは必ず行ってください。登録をそのままにしておくと、既に手放した車の自動車税(種別割)が課されたり、納税通知書が届かない場合があります。

【抹消登録】
4月1日以降に抹消登録をしたときは、その月の翌月以降分の税額が減額され、納付済みの方については還付される場合があります。

【移転登録】
4月1日以降に車を譲渡し移転登録をしたときは、当該年度の末日に所有者(使用人)の変更があったものとみなして、当該年度の自動車税は4月1日現在の所有者(使用者)が納めることになり、月割での課税はしません。

【変更登録】
自動車の構造等を変更したことにより税率が変更になる場合、変更登録が4月1日以降のときは当該年度の末日に変更があったものとみなして、変更後の税率が適用されるのは次年度からになり、当該年度分については月割での課税はしません。

※ 自動車の登録関係の手続きは、(陸運事務所等)

沖縄総合事務局陸運事務所 TEL 050-5540-2091
沖縄総合事務局宮古連絡事務所 TEL 050-5540-2092
沖縄総合事務局八重山連絡事務所 TEL 050-5540-2093

3 自動車税(種別割)の担当事務所について
自動車税(種別割)定期課税に係る各種事務(課税振込・納税相談・請求申請等)の担当事務所は、納税通知書の表面に記載されている施設です。

4 ご住所を変更されたみなさまへ
住所変更等の手続きがなされないと納税通知書が届かないことがあります。
引っ越し等で住所が変わったときは、経運事務所等及び各県税事務所で住所の変更登録をする必要があります。
すぐに変更登録の手続きができない場合は、電子申請(インターネット申請)による届出を行ってください。

【電子申請URL】
https://e-kantan.jp/prefokinawa/u/offer/offerList_detailAction?tempSeq=740

この届出書は納税通知書の送付先を一時的に変更するためのものです。
提出後は速やかに陸運事務所等及び各県税事務所で変更登録の手続きをお済しください。ご協力お願いいたします。

5 減免制度について
身体障害者(一部)・知的障害者(A1・A2)及び精神障害(1級)由来の方のための、もっぱら使用する自動車や、社会福祉法人等の収容のため専用する自動車について、一定の条件を満たす場合は自動車税(種別割)の免除を受けることができます。
詳しくは、お住まいの市町村を担当する県税事務所または県税課へお問い合わせください。
※申請用紙 身体障害者等の減免・・・納期限まで
社会福祉法人等の減免・・・納期限まで

(1) 身体障害者等の減免対象範囲
★身障日本人、家族、常時介護とともに車両登録は同じです。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
無資	○	○	○	×	×	×
知能	○	○	×	×	×	×
中高齢者	○	○	○	×	×	×
盲導機械	○	○	×	○	○	○
上肢・下肢	○	○	×	×	×	×
下肢・不器用	○	○	○	○	○	○
脚部・足部	○	○	○	○	○	○
脚部・手部	○	○	○	○	○	○
脚部足部・手部	○	○	×	×	×	×
脚部足部・脚部	○	○	○	○	○	○
	A1	A2	B1	B2		
被用子孫	○	○	×	×		

(注) 車両登録のみ、または本人の車両登録登録料金を支払うこと。

	1級	2級	3級
無障	△	×	×

(注) 車両登録料金、または本人の車両登録登録料金を支払うこと。

(その他)

戦傷患者の範囲については、お住まいの市町村を担当する県税事務所・納税課までお問い合わせください。

(2) 減免が受けられる自動車の範囲

納税者	運転者	使用目的
■個人	本人	特に限らない
	生計費一にする者	身体障害者等のために使用するもの（宿泊、通学、通勤、医療等を含め、自衛隊活動および社会福祉に対する移動など）
■生計費一にする者	本人	身体障害者等のために使用するもの（宿泊、通学、通勤、医療等を含め、自衛隊活動および社会福祉に対する移動など）
■本人及び生計費一にする者（身体障害者のみ適用されません）	被扶養者	被扶養者に対する移動など

(3) 減免申請書の提出期限

- ・4月1日前から自動車を所有している場合は、納期限まで。
- ・4月1日以降に名義変更で取得した場合は、納期限の翌日から翌年度の納税期まで（翌年度適用）。
- ・4月1日以降に新車取得（新車新規および中古車新規）した場合は、登録の日から30日以内。

(4) 減免額

- ・当該自動車に係る自動車税（種別税）の全額を減免します。

(5) 注意事項

- ・減免対象自動車は、自動車および軽自動車を含め身体障害者一人について一台のみです。
- ・車検証における用途が、「営業用（事業用）」は該当しません。自家用のみとなります。
- ・既に減免を受けている自動車を引き続き同じ目的で使用し、税額の中請事項に変更がない場合は、継続して減免を受けることができます。（精神障害者保健福祉手帳による減免対象者を除く。）
- ・減免後に車を乗り換える場合（新譲又は名義変更）場合は、新しい車について新たに減免申請を行な必要があります。

8 グリーン税制について

【環境負荷の大きい自動車に対する重課】

半自動車検査証で「初度登録年月」を記入してください。

対象車	重課割合
ディーゼル車	平成26年3月31日までに新車新規登録を行った自動車 (新譲者新規登録から1年を経えた自動車)
ガソリン車 LPG車	平成24年3月31日までに新車新規登録を行った自動車 (新譲者新規登録から1年を経えた自動車)

T 納付方法

同封の納税通知書をご持参のうえ、納税通知書裏面の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等、または沖縄県の県税事務所等の窓口で納付してください。また、スマートフォン専用アプリでも納付ができます。

電子決済をご利用になる際の注意事項
支拂印記欄は開けられません。納付の際は、クレジットカード会社の決済明細（インターネットバンキング）での取扱い、支払額を確認してご確認ください。
納付明細欄は開けられません。納付金の仕切額に関しては、下記をご確認ください。



※スマートタブレット端末のみ対応です。パソコンからの操作はできません。

※コンビニでは現金のみ対応です。クレジットカードは使用できません。



「地方税支払サイト」からの納付

地方税支払サイト内の奥に花って操作を行なうことができます。

地方税支払サイトURL
<https://www.payment.eitax.ita.go.jp/>

各アプリで開くマチヤークした場合、ご利用出来ないことがあります。

必ずご自身で各アプリのマチヤーク方法をご確認ください。

スマホ決済アプリでの納付

左記、「地方税支払サイト」のよくあるご質問に記載のあるご利用できるスマホ決済アプリをご確認のうえ、アプリ内の奥に花って操作することができます。

9 車検更新時の陸運事務所等における納税証明書の提示について

沖縄県と陸運事務所等との間で、平成27年度から自動車税の納税情報欄を電子で確認する仕組みが構築されているため、陸運事務所等での車検更新時の納税証明書の提示は、原則として不要です。（誕生日通り納税証明書を提示する方法により、車検更新手続きを行うこともできます。）

なお、沖縄県による車検用納税証明書の発行について、沖縄県が納税情報を確認できる時間は、納付日から開庁日で2日後以降になります。そのため、納税証明書の発行ができません。車検更新をお急ぎの場合には、金融機関やコンビニエンスストア等にて現金で納付の上、併せて車検用納税証明書の交付を受けて、車検手続きを行ってください。

9 納税が困難な方へ

特別な事情により県税の納税が困難な場合には、地方税法第15条に基づく猶役の猶予制度や、地方税法第15条の6に基づく申請による換算の猶予制度が適用されるケースがありますので、お住まいの市町村を担当する各県税事務所・無税課（納税通知書に記載された機関）へご相談ください。

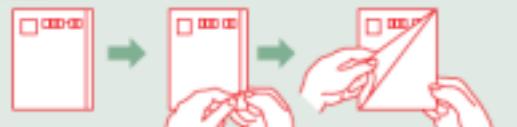
自動車税（種別税）に関するお問い合わせは、

沖縄県税コールセンター 098-943-5021 まで

口座振替通知書三折はがき見本

資料1-7

(表)

<p>郵便はがき</p>  <p>郵便番号印字箇所</p> <p>納税者住所印字箇所</p> <p>納税者氏名印字箇所</p> <p>郵便カスタマーバーコード印字箇所</p> <p>重要文書在中</p> <p>自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)</p> <p>開封方法</p>  <p>ご案内は内側にあります。 ゆっくりていねいに、ここからはがしてご覧ください。</p>	<p>自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和7 年度</td> <td style="width: 30%;">納税者番号</td> <td style="width: 40%;">oooooooooooo</td> </tr> <tr> <td>登録番号 (課税番号)</td> <td colspan="2">沖縄oooooooooooo</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税 類</td> <td>99,999 円</td> </tr> <tr> <td>指定金融機関名</td> <td colspan="2">○○銀行 ○○○支店</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="2">oooooooooooo</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="2">普通預金 ○○○* * *</td> </tr> <tr> <td>納期限 (口座振替日)</td> <td colspan="2">令和8年 6月 1日</td> </tr> </table> <p>上記のとおり通知します。</p> <p>令和 8年 5月 1日</p> <p style="text-align: right;">○○県税事務所長</p> <p>県税事務所名 県税事務所の住所 県税事務所の電話番号印字箇所</p> <p>御依頼により、上記の県税にかかる納付書を御指定の金融機関に送付し、振替納付手続きをします。振替日に預金不足にならないようお願いします。 預貯金通帳の記帳でもって領収を取る書類となりますので、口座振替後に記帳し確認していただくようお願いします。</p>	令和7 年度	納税者番号	oooooooooooo	登録番号 (課税番号)	沖縄oooooooooooo		税 類		99,999 円	指定金融機関名	○○銀行 ○○○支店		口座名義	oooooooooooo		口座番号	普通預金 ○○○* * *		納期限 (口座振替日)	令和8年 6月 1日		<p>1 請求の根拠 地方税法第146条及び沖縄県税条例第158条の規定により左記のとおり自動車税(種別割)が課されますので、納付してください。</p> <p>2 納期限までに料金を納付しなかった場合 納期限までに料金を納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6% (セント) (納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年13.3% (セント)) の割合 (当該年の前年に賦課特例措置法第93条第2項の規定により表示された割合に年1.1% (セント) の割合を加算した割合) (以下「延滞金特別基準割合」という。) が年7.3% (セント) の割合に算たない場合は、その半額においては、年14.6% (セント) の割合にあってはその年にあける延滞金特別基準割合に年7.3% (セント) の割合を加算した割合とし、年7.3% (セント) の割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1.1% (セント) の割合を加算した割合 (当該延滞した割合が年7.3% (セント) の割合を越える場合は、年7.3% (セント) の割合) とし、其算した割合 (延滞金特別基準割合を除く。) が年0.1% (セント) を超える割合であるときは、年0.1% (セント) の割合とする。) を乗じて計算した延滞金が加算されます。</p> <p>3 不要の申し立て この区分に不規がある場合には、この区分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。</p> <p>4 勿分の取消しの訴え この区分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することできません。当該裁決を経た後は、その訴えがあつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(原告において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。) 勿分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで勿分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がおりないと。 (2) 勿分、勿分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を被けるため緊急の事があるとき。 (3) その他訴えを経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>5 稽査の執行場所 沖縄県確定金融機関、沖縄県確定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関</p> <p>6 稽査取扱書 自動車税(種別割)における最終税金用の納税証明書については、平成27年度からOSS(オンラインサービス)により陸運事務所間でシステム連携(各よその自室として納付後2週間後)できるようになります。組織体での認明書は原則として不要となります。 ただし、認明書後に車両の辨識枚数を急いで受けられる場合は、納税証明書が必須となるため各県税事務所等において口座振替通知書の表と引き落としが複数できる部分の写しの提示を受けたうえで納税証明書を発行いたします。</p>
令和7 年度	納税者番号	oooooooooooo																					
登録番号 (課税番号)	沖縄oooooooooooo																						
税 類		99,999 円																					
指定金融機関名	○○銀行 ○○○支店																						
口座名義	oooooooooooo																						
口座番号	普通預金 ○○○* * *																						
納期限 (口座振替日)	令和8年 6月 1日																						

約153mm

約306mm

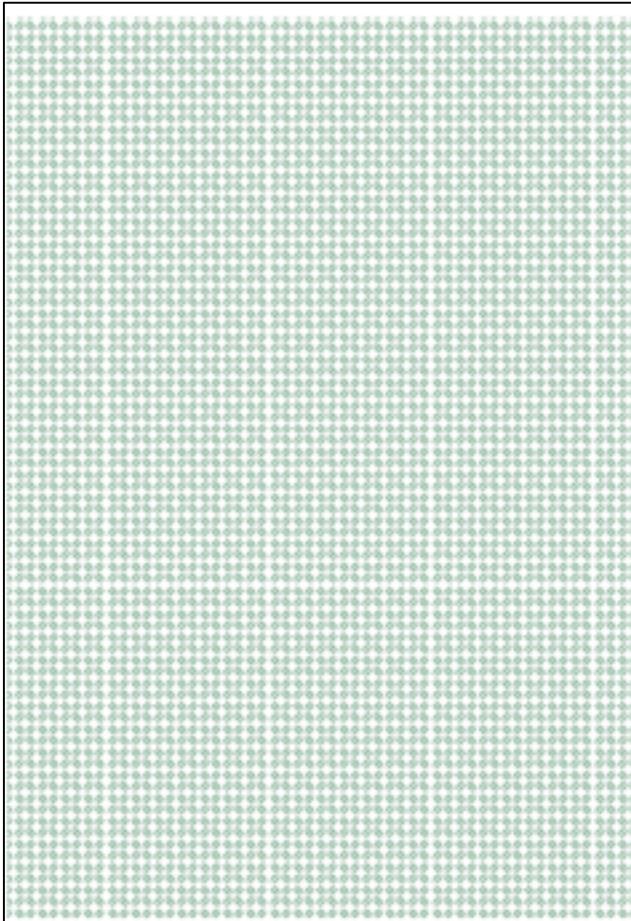
約102mm

約102mm

約102mm

口座振替通知書三折はがき
(裏)

資料1-7



発送一覧及び課税台帳(郵便発送用納品データ)

資料1-8